

届出事項変更届

(兼特定口座異動届出書 兼非課税口座異動届出書)

Change of registered information

告

株式会社 新生銀行
SHINSEI BANK, LIMITED

投資信託総合取引口座をお持ちのお客さま用
新生銀行 FX 口座をお持ちのお客さま用

■ 私は、以下のとおり、貴行に届出済みの事項の変更について届け出ます。また、氏名・住所変更の場合は、別紙「個人番号提供書兼告知書」記載の事項につきましても、あわせ告知し届け出ます。氏名・住所以外の事項の変更の場合であっても、別紙「個人番号提供書兼告知書」を私が記載し貴行に提出した場合には、当該別紙記載の個人番号をあわせ告知することとします。

| | | | |
|------|---|---|---|
| 届出日 | 年 | 月 | 日 |
| Date | Y | M | D |

変更前 Current information *現在のお届出内容をご記入ください。Please provide your registered information.

| | | |
|--|-----------------------|--|
| 口座番号 Account # | - | 印鑑でご登録の場合はお届出印、サインでご登録の場合はお届出署名 Registered seal or signature ※印鑑喪失の場合は新印鑑を捺印してください。 In case you have lost your registered seal, please affix new seal here. |
| フリガナ お名前 Name | | |
| 〒 - フリガナ お届出住所 Registered Address | 生年月日 Date of Birth | 年 月 日 |

私の上記口座取引に関し下記事項につき変更届記載のとおり変更いたします。

I am notifying of changes by this notification form in regards to above account as follows:

| | |
|--|-------------------|
| 変更事項 Items to change | |
| 1. 住所・電話番号変更 Address /Tel change | 4. 代理人選任解除 |
| 2. 氏名変更 Name change | 5. その他 Others () |
| 3. 印鑑・署名変更(喪失・その他) Seal/Signature change | |

変更後 New information

*変更・追加事項のみご記入願います。Please fill in new information only.

| | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| フリガナ お名前 Name | お届出印又はお届出署名 Seal or Signature |
| ローマ字 *1 Roman | |
| 〒 - フリガナ ご住所 Address | 電話 Tel. () - |
| その他 Other | |

*1 ローマ字はヘボン式でカードに刻字します。ヘボン式以外で刻字希望の場合は、ご記入ください。

Please fill your name by roman, if it is not filled we will emboss your name by Hepburn system.

なお、上記事項の変更にあたり、本書(氏名・住所変更の場合は別紙「個人番号提供書兼告知書」を含みます。)の提出をもって所得税法施行令第336条第3項、同令第339条第4項及び第5項、並びに租税特別措置法施行令第2条の2第12項、同令第4条第9項、同令第4条の5第9項及び同令第4条の6の2第9項、並びに所得税法施行令第342条第3項、並びに所得税法施行令第350条の3第3項の規定により、変更後の氏名、住所及び個人番号を告知し、また、貴行に提出している申請書について、所得税法施行規則第81条の7第3項、同規則第81条の11第3項、租税特別措置法施行令第2条の2第12項、同令第4条第9項、同令第4条の5第9項及び同令第4条の6の2第9項、所得税法施行規則第81条の21第2項、並びに所得税法施行令第350条の3第3項の規定により、本書のとおり変更事項を提出いたします。

特定口座異動届出書(特定口座を保有しており、氏名又は住所を変更する場合、特定口座異動届出書を兼ねる)
租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受ける特定口座に係る貴行への届出事項を上記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項の規定により、この旨届け出ます。

非課税口座異動届出書(非課税口座を保有しており、氏名又は住所を変更する場合、非課税口座異動届出書を兼ねる)
租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受ける非課税口座に係る貴行への届出事項を上記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項の規定により、この旨届け出ます。なお、本書提出後に非課税口座が開設された場合、当該開設時点で非課税口座異動届出書が本書の内容により提出されたものとみなします。

(銀行処理欄) 非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

非課税管理勘定(第1期) 平成26年1月1日~平成29年12月31日 非課税管理勘定(第2期) 平成30年1月1日~平成35年12月31日
累積投資勘定 平成30年1月1日~平成49年12月31日

| | | | |
|-------------|-----------------------|----------------|-------------------------------|
| 受付日: | 受付・印鑑照合 | 確認日 年 月 日 書類番号 | 確認 |
| 処理日: | | 本人確認書類 添付書類 | ・住民票の写し ・運転免許証 ・その他 () |
| 投信口座 | 有・無 (※) | 承認 | 承認・チェック Siebel |
| FX口座 | 有・無 (※) | メモ削除 OP | 承認 WTO 登録 |
| 新生証券口座 | 有・無 | | |
| 非稼働 | 有・無 | | |
| 個人番号提供書兼告知書 | 有・無 (住所変更・氏名変更の場合は必須) | | |

登録 No.10681-3 17.12

【記入例・届出事項変更届（兼特定口座異動届出書兼非課税口座異動届出書）】

①お届出日、口座番号、お名前をご記入ください。

②印鑑をお届出いただいている方は、
現在のお届出印をご捺印ください。
サインをお届出いただいている方は、
現在のお届出サインをご記入ください。

※現在お届出の印鑑/サインをなくされた、または、お忘れの場合は、新印または新サインをお願いいたします。

③生年月日をご記入ください。

④現在お届出の住所をご記入ください。

※海外転出の手続きを行ったお客さまが帰国された場合は、出国前のお届出住所をご記入ください。

⑤変更項目を○で囲んでください。

⑥お名前を変更される場合こちらへご記入ください。

⑦お届出印/サインを変更される場合新たにご登録される **印またはサインのいずれか一方のみ** お願いいたします。

※印とサイン両方をご記入された場合はお受付することができません。

※旧姓の印/サインはお受付することができません。

⑧ご住所/お電話番号を変更される場合、代理人解除、連絡先解除の場合こちらへご記入ください。

届出事項変更届 (兼特定口座異動届出書 兼非課税口座異動届出書) Change of registered information

株式会社 新生銀行
SHINSEI BANK LIMITED

投資信託総合取引口座をお持ちのお客さま用
新生銀行FX口座をお持ちのお客さま用

お届出日
Date 2016年 12月 26日

■私は、以下のとおり、貴行に届出済みの事項の変更について届け出ます。また、氏名・住所変更の場合は、別紙「個人番号提供書兼告知書」記載の事項につきましても、あわせて告知届けます。氏名・住所以外の事項の変更の場合であっても、別紙「個人番号提供書兼告知書」を私が記載し貴行に提出した場合には、当該別紙記載の個人番号をあわせて告知することとします。

現在のお届出内容をご記入ください。Please provide your registered information.

変更前 Current information

| | | |
|--|---|--|
| 口座番号 Account # | 400-00000000 | 印鑑でご登録の場合はお届出印、サインでご登録の場合はお届出署名 Registered seal or signature ※印鑑喪失の場合は新印鑑を捺印してください。 In case you have lost your registered seal, please affix new seal here. |
| フリガナ お名前 Name | メロ ハコ 目黒 花子 | |
| 〒 フリガナ お届出住所 Registered Address | 104-0061 トキヨト チウオウ キンザ 5-4-3 東京都 中央区 銀座 2-4-3 | 生年月日 Date of Birth |
| | | 1950年 1月 1日 |

私の上記口座取引に関し下記事項につき変更届記載のとおり変更いたします。
I am notifying of changes by this notification form in regards to above account as follows:

変更事項 Items to change

| | |
|---|-------------------|
| ① 住所・電話番号変更 Address / Tel change | 4. 代理人選任解除 |
| ② 氏名変更 Name change | 5. その他 Others () |
| ③ 印鑑・署名変更(喪失・その他) Seal / Signature change | |

変更後 New information *変更・追加事項のみご記入願います。Please fill in new information only.

| | | |
|-----------------------------|--|----------------------------------|
| フリガナ お名前 Name | シンセイ ハコ 新生 花子 | お届出印又はお届出署名 Seal or Signature |
| ローマ字 Roman | HANAKO SHINSEI | |
| 〒 フリガナ ご住所 Address | 103-8303 トキヨト チウオウ ニホバシムラチ 2-4-3 東京都 中央区 日本橋室町 2-4-3 | 電話 Tel. (03) XXXX - XXXX |
| その他 Other | | |

*ローマ字はヘボン式でカードに刻字します。ヘボン式以外で刻字希望の場合は、ご記入ください。

海外転出の手続きを行ったお客さまが帰国された場合

- 「4. 代理人選任解除」をお選びください。
- また、帰国後の住所が海外転出前の住所と異なる場合には、「1. 住所・電話番号変更」もご選択ください。
- 「変更後」欄には海外転出前から変更の有無にかかわらず、帰国後の住所・電話番号を必ずご記入ください。

⑨お手続きにあわせて、お口座ごとに本人確認書類をご用意ください。

- <住所変更><代理人解除>・新住所、氏名、生年月日が確認できる書類 (例: 運転免許証表裏コピー、住民票の写し(原本)等)
- <氏名変更>・新旧氏名、新(現)住所、生年月日が確認できる書類 (例: 運転免許証表裏コピー、戸籍+附票共に原本等)
- <印鑑喪失/サイン失念>・住所、氏名、生年月日が確認できる書類 (例: 運転免許証表裏コピー、各種保険証コピー、住民票の写し(原本)等)
※住所変更を伴う場合は、届出住所から新住所まで確認できる書類をご用意ください。

※ ご提出いただきました書類は返却されません。あらかじめご了承ください。

※届出事項変更届、および、ご用意いただきました本人確認書類を、返信用封筒にてご返送ください(氏名・住所の変更の場合は、個人番号提供書兼告知書、および個人番号の確認書類もあわせてご返送ください)。ご不明な点は新生パワーコールまでお問い合わせください。

個人番号提供書兼告知書



※必須

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | - | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

■パワーフレックス口座番号■

株式会社 新生銀行 御中

私は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第14条第1項に基づく貴行による個人番号の提供の求めに対し、私名義の個人番号を、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等の貴行所定の書類を添えて提供いたします。また、「告知に関わる条文について」に記載された法令等に従い、当該個人番号その他の告知事項を告知します。なお、私は、本書の提出にあたり、「個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて」を確認いたしました。また、上記のパワーフレックス口座に関して同日付けで提出する帳票がある場合、本書はその「別紙」となります。

●枠内のご記入をお願いいたします。

当行へのお届け済みの住所・氏名と、現在の住所・氏名とが異なる場合は、こちらの帳票ではお手続きできません。住所・氏名の変更後に再度お申込みください。

ご記入日 ※必須

年 月 日

※必須

お名前

※必須

現住所

〒

-

都道府県

※必須

個人番号

※提供する個人番号は、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等に記載されている「個人番号」の通りです。

《銀行処理欄》

受付日

| | | | |
|------|------|----|------|
| 番号確認 | 身元確認 | 承認 | イメージ |
| | | | |
| 投信 | 01 | 承認 | 登録 |
| | | | |
| 外送 | 05 | 承認 | 登録 |
| | | | |
| FX | 07 | 承認 | 登録 |
| | | | |

登録コード

1 (05のみ)

2 (01または07)

確認書類

- 個人番号カード
- 通知カード + 身元確認書類
- 住民票の写し + 身元確認書類
・身元確認書類名称：運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード
その他 ()
・書類番号 ()

(法定代理人の場合の追加確認書類：2点ともに必要)

法定代理人区分 (親権者・未成年後見人
成年後見人・補助人・保佐人・任意後見人)

- 代理権確認書類(戸籍謄本、登記事項証明書)、その他(名称:)
 代理人の身元確認書類(名称: 番号)

H

「告知に関わる条文について」

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号提供書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座となります。

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

| 区分 | 根拠条文 |
|--|--|
| 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項、第49条第2項、第52条第2項 |
| 株式等の譲渡の対価の受領者 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項 |

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

「告知に関わる条文について」

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号提供書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座となります。

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

| 区分 | 根拠条文 |
|--|--|
| 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項、第49条第2項、第52条第2項 |
| 株式等の譲渡の対価の受領者 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項 |

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、収集したお客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」という。）を、下記業務に関し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、個人番号については、法令で定められた利用目的に限り利用いたします。また、当行は、ご本人さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、お客さまに各種アンケート等へ回答していただく場合は、アンケートの集計のためのみ利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- その他当行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

利用目的

I. 個人情報の利用目的

個人情報等のうち個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
 - ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
 - ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ・契約（当行とお客さまとの間の契約および当行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。）や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
 - ・提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
 - ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ・その他、当行がご提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

II. 個人番号の利用目的

個人情報等のうち個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため
 - ・金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務
 - ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ・生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・信託取引に関する法定書類作成事務
 - ・金地金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ・財形制度等の運用に関する事務
 - ・教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
 - ・租税条約に関する届出書の受付事務
 - ・預貯金口座付番に関する事務（*1）（*1）平成30年1月1日から変更（追加）
2. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため
 - ・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
 - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - ・不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務
3. その他法令上許容される範囲で当行に関連する業務に利用するため
4. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要な範囲に限定して利用いたします。

<お客さまの個人番号が変更された場合の届出のお願い>

お客さまの個人番号が変更された場合は、直ちにお取引のある営業窓口または「新生パワーコール（0120-456-007、受付時間：24時間365日）」までお届けください。

機微(センシティブ)情報について

銀行法施行規則等により、機微(センシティブ)情報(人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報)は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

保険商品の募集にあたって

保険商品の募集にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

住宅ローンのお取引にあたって

住宅ローンのお取引にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ・与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・団体信用生命保険のお申込に際して事務手続きに必要な範囲で引受保険会社に対して第三者提供するため
- ・火災保険のお申込に際して保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

また、銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

当行は、与信事業に際して下記に記載する個人信用情報機関に対し、当該機関の会員資格規定にもとづき適切な業務の遂行に必要な範囲で情報を提供いたします。

- 全国銀行個人信用情報センター（以下「KSC」という）
TEL: 03-3214-5020
ホームページ: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
- 株式会社日本信用情報機構（以下JICCという）
TEL: 0120-441-481
ホームページ: <http://www.jicc.co.jp>

なお、KSCならびにJICCに提供された情報は、同機関と提携する下記の個人信用情報機関により利用される場合があります。

- 株式会社シー・アイ・シー
TEL: 0120-810-414
ホームページ: <http://www.cic.co.jp>

新生アメリカン・エクスプレスカードをご利用のお客さまへ

当行は、新生アメリカン・エクスプレスカードのお申込にあたって知りえたお客様の個人情報について、下記項目を下記利用目的の達成に必要な範囲でアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.と共同利用しております。詳細につきましては、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.のホームページをご覧ください。

共同利用する項目

カード会員の属性情報（カード申込書等に記入された氏名、住所、生年月日、電話番号等）、引落口座情報、カード利用情報

利用目的

- ・カードの募集、発行、維持、基本的・付帯サービスの提供、および営業案内等のマーケティング活動のため
- ・共同利用する個人情報の管理について第一次的な責任を有する者
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.
- アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.
メンバーシップ・サービス・センター：0120-020-120
ホームページ: <http://www.americanexpress.com/japan>